# 定款

# 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、クラシル株式会社と称し、英文ではKurashiru, Inc. と表記する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - 1. インターネットを利用した各種情報提供サービス
  - 2. ホームページ、インターネット上のコンテンツ等の企画、立案、制作及び運営
  - 3. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、販売、保守及び運用
  - 4. 広告、宣伝に関する企画及び制作並びに広告事業及び広告代理店業
  - 5. 電気製品・インテリア・食品・酒類・雑貨等の各種商品の販売及び通信販売
  - 6. 古物の売買
  - 7. 飲食店業
  - 8. タレント等の育成及びマネジメント
  - 9. イベントの企画及び運営
  - 10. 有料職業紹介事業
  - 11. 企業の求人・採用活動の企画、立案及びコンサルティング
  - 12. 人材育成、能力開発、技能向上に関する教育、研修及び職業適性能力の診断
  - 13. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子 決済システムの提供並びに資金移動業
  - 14. 仮想通貨交換業
  - 15. 音声・映像の収録スタジオの貸出、運営及び収録作業の請負
  - 16. 著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等知的財産権の取得、譲渡、利用・使用の許諾 及び管理業務
  - 17. 上記各号に関連する企画、調査、研究及びコンサルティング業
  - 18. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は日刊工業新聞に掲載して行う。

(機関)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

# 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、165,252,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式 を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを 受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
  - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及 び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取 扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

# 第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合 には、いつでも招集することができる。

#### (定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

## (招集権者及び議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が 株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行 使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## (議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
  - 2株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## (株主総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は10名以内とする。

## (取締役の選任方法)

- 第20条取締役は、株主総会において選任する。
  - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。
  - 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

## (代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議により取締役社長1名を定めるものとし、必要に応じて取締役会 長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数を もって行う。

#### (取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子 署名する。

# (取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める取締役 会規程による。

#### (取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

## (取締役の責任免除)

- 第 30 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
  - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

# 第5章 監査役及び監査役会

## (監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は4名以内とする。

# (監査役の選任方法)

- 第32条 監査役は、株主総会において選任する。
  - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。
  - 4 補欠監査役選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

# (監査役の任期)

- 第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総 会の終結の時までとする。
  - 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残 存期間と同一とする。

#### (常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

#### (監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要

があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### (監査役会議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### (監查役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役 会規程による。

#### (監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## (監査役の責任免除)

- 第 40 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
  - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が規定する額とする。

# 第6章 会計監查人

## (会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

# (会計監査人の任期)

- 第 42 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。
  - 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## (会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

# 第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に 別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
  - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
  - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 47 条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払 義務を免れる。

(附則)

(商号変更に関する経過処置)

第1条(商号)の変更は、2025年10月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、 定款第1条変更の効力発生後、これを削除する。